

東京国際空港における環境パートナーシップ規程

(総則)

第1条 この規程は、日本空港ビルデング株式会社（以下、「会社」という。）が、国土交通省東京航空局（以下、「東京航空局」）をはじめとする全ての関係者（以下、「空港内関係者等」という。）と連携して、世界基準に沿った脱炭素化等の環境への取組みを訴求し、環境活動の向上が図れるよう定めています。

(目的)

第2条 この規程は、会社及び空港内関係者等が環境意識を向上させ、環境負荷低減に向けた取組みを積極的に推進し、空港全体の環境負荷低減を促進することを目的としています。

(環境の保全に関する取組み及び指標)

第3条 当社及び空港内関係者等は、空港内での活動を行うにあたり、本規程のほか、空港法（昭和十一年法律第八十号）、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、その他環境関連法令等の趣旨を鑑み、東京国際空港脱炭素化推進協議会（以下、「協議会」という。）の定める「東京国際空港脱炭素化推進計画」（以下、推進計画という。）等を遵守し、以下の項目について、主体的に取り組むものとします。

- (1) 温室効果ガス排出量の抑制
 - (2) 省エネルギーの推進
- 2 環境負荷低減に向けての目標設定にあたっては、東京航空局の取りまとめる推進計画の数値を基礎として、会社はその推進を補佐するものとします。

(データ管理)

第4条 会社は対外的な情報開示及び検証の用途（国際空港評議会（ACI）によるカーボン認証の取得）に限定し、空港内関係者等よりデータの提供を受けるものとします。

2 提供を受けるデータは、電気・ガス・冷温熱・水道の使用量、廃棄物の排出量等の他、東京航空局が管理する東京国際空港の基本データとします。

(意識啓発活動)

第5条 空港内関係者等は、環境に配慮した事業活動を行うことの意義を従業員と共有し、環境負荷低減の取組に対する従業員の意識啓発に努めるものとします。

(協力体制)

第6条 会社は、この規程の適正な運用を図る必要があると判断した場合は、協議会と連携し、空港内関係者等に対して協力を依頼することができるものとします。

2 空港内関係者等は、前項による依頼を受けたときは、協力するよう努めるものとします。

3 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な手続き、その他の事項は、協議会と協議のうえ、定めるものとします。

(主管部署)

第7条 この規程の策定及び改定に関する業務は、サステナビリティ推進室が主管します。

(附則)

1 この規程は、令和7年11月20日から施行します。